

# 日本遺産「丹後ちりめん回廊」海外発信及び広域周遊による産業観光促進業務 仕様書

## 1 目的

「丹後ちりめん回廊」のストーリーや構成文化財、丹後ちりめん等の織物シルク関連商品の歴史的・文化的価値等を海外に PR するため、民間事業者と連携し、海外個人旅行者 (FIT) をターゲットとした SNS 向け動画を製作し、海外向け SNS 等で配信することで、構成文化財をはじめ、クロスメディアを活用したエリアを周遊できる仕組みを構築することで、「丹後ちりめん回廊」への観光需要を喚起し、日本遺産の認知度向上や、丹後地域への新たな観光需要の創出、織物・シルク産業の販路拡大を図る。

## 2 業務内容

### (1) 令和元年度日本遺産「300 年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊」魅力発信事業に係る企画提案・実施

#### ① 日本遺産「丹後ちりめん回廊」海外発信事業

##### ■海外で配信するための SNS 向け動画制作業務

外国人観光客をターゲットとした丹後ちりめんや丹後ちりめん回廊の魅力、観光資源を伝えるための SNS 向け動画を企画及び制作を行い、海外からの誘客及び購買につなげる仕組みを構築すること。

##### ア 映像の仕様

###### 【ロングコンテンツ】

- |                            |    |
|----------------------------|----|
| ・Facebook / Twitter 用の長編動画 | 1本 |
| ・Instagram 用の長編スクエア動画      | 1本 |
| ・Youtube 用の長編横動画           | 1本 |

###### 【ショートコンテンツ】

- |                                  |    |
|----------------------------------|----|
| ・Facebook / Twitter 用の 90 秒程度の動画 | 4本 |
| ・Instagram 用 60 秒程度のスクエア動画       | 4本 |
| ・Youtube 用の 90 秒程度の横動画           | 4本 |

##### イ モデル

・モデルの有無はコンテンツごとに提案することとする。

##### ウ 映像と調和する効果的な音響を使用する。

エ 予算の範囲内で、外国語対応する。外国語に対応する場合は、受託者においてネイティブチェックを実施すること。

##### オ 出演者、協力者等に関する交渉及び謝礼

- ・受託者は、出演者、協力者等に関する交渉を行い、謝礼等を支払う必要がある場合は委託料の範囲で行うこと。
- ・受託者は、出演者、協力者等の肖像権、及び音楽の著作権等に関わる調整を行い、海の京都サイトをはじめ、SNS や YouTube 上での配信や、その他不特定多数の者が二次利用することの同意を得るとともに、料金等を支払う必要がある場合は委託料の範囲で行うこと。

## カ 撮影

- ・被写体となる施設等への撮影の申し入れ、許可申請、撮影日のスケジュール調整、モデル等の手配、モデル等への利用許諾取得、その他撮影に付随するすべての必要な業務を実施すること。なお、撮影に伴う経費（施設入場料、交通費等）は、すべて委託料に含まれる。
- ・撮影対象の特性等を考慮し、天候や光の当たり方等の諸条件が整った際に行うこと。

### ■ SNS 等による海外発信業務

Facebook・Instagram・Twitter・Youtube 等の SNS の機能やウェブサイトを用いて、欧米圏（アメリカ・イギリス・フランス）に「let the Sea guide you Kyoto by the Sea」番組として設け配信することで、外国人視聴者に対する一定の視聴数を確保するとともに、海外からの誘客及び購買につなげる仕組みを構築すること。

## ②日本遺産「丹後ちりめん回廊」広域周遊事業

### ■「丹後ちりめん回廊」広域周遊デジタルマップ等制作業務

SNS 等を活用した「丹後ちりめん回廊」の動画配信と連動させた海の京都のホームページを活用した紙媒体マップと位置情報が表示されるデジタルマップのクロスメディアを活用できる仕組みを構築し、多言語で発信することで、「丹後ちりめん回廊」の広域周遊を促進する仕組みを構築すること。

## ③日本遺産「丹後ちりめん回廊」人材活用事業

### ■「丹後ちりめん回廊」おもてなし人材育成業務

平成 29 年度に実施した「丹後ちりめん回廊」ガイド育成講座修了者が、インバウンド向けローカルガイドとペアで外国人観光客をアテンドする機会を創出すること。

ア 「丹後ちりめん回廊」ガイド育成講座修了者が外国人観光客に対して年間 10 回程度アテンドすること。

イ アテンドする外国人観光客からこれまで日本遺産事業で制作した広域周遊デジタルマップ等の利便性やフィードバックを収集すること。

## (2)令和元年度～令和3年度の3年間で実施する連携事業に係る事業計画の提案

「日本遺産「丹後ちりめん回廊」を活かす取組に係る計画」の目的を踏まえ、新たに海の京都地域の産業文化遺産として発展させ、観光地域づくりに資する3年間の事業展開・推進体制等含めて企画提案を行い、事業計画を作成すること。

### 【3年間の事業規模】

- ・2,400 万円（令和元年度：850 万円以内、令和2年度：800 万円以内、令和3年度：750 万円以内）を3年間のベース事業費として想定し、事業計画書を作成すること。
- ・協賛部分について自主的に取り組む連携事業も含めて作成すること。

### 【海の京都地域の産業文化遺産】

下記の取組み等を参考情報とし、「海の京都産業文化遺産」海外発信及び広域周遊による産業観光促進の観点から事業計画を作成すること。

#### ■ 日本遺産 (Japan Heritage)

- ・「300 年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊」平成 29 年認定 (丹後地域)
- ・「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴」平成 28 年認定 (舞鶴市)
- ・「北前船寄港地 船主集落」平成 30 年認定 (宮津市)
- ・1300 年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼～令和元年認定 (舞鶴市・宮津市)

#### ■ 重要伝統的建造物群保存地区 (Preservation District for Groups of Historic Buildings)

- ・与謝野町加悦「ちりめん街道」(与謝野町)
- ・伊根町伊根浦伝統的建造物群保存地区 (伊根町)

#### ■ 近代化産業遺産 (Heritage of Industrial Modernization)

- ・赤煉瓦関連遺産 (舞鶴市)
- ・製糸関連遺産 (グンゼ記念館、グンゼ博物苑) (綾部市)
- ・由良川水系の砂防関連遺産 (福知山市)
- ・経ヶ岬灯台 (京丹後市)

等

### 3 委託期間

契約締結日から令和2年3月20日まで

### 4 成果品

- |                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| (1) 本業務の実施状況報告書                      | 5部 |
| (2) MP4形式のデータファイル (DVDデータ)           | 5枚 |
| (3) 次年度以降 2 か年 (令和 2 年度、3 年度) の事業計画書 | 5部 |

### 5 留意事項

- (1) 本業務は、成果物の納品を目的とするものではないことから、制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則としてその全てが受託者から発注者に移転するものではない。ただし、成果物 (公開動画及び DVD データを含む) については、発注者が自由に二次使用 (加工、その他ホームページへの掲載等) できるものとする。
- (2) 受託者の記述が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、受託者が負うものとする。
- (3) 受託者は本事業に係るすべての書類、またその内容について、発注者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (4) 業務期間はもとより業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密等の取り扱いについて厳守すること。
- (5) 本業務仕様書に定めのない事項については、発注者と協議するものとする。